

お知らせなんたん掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、南丹市が発行する広報紙「お知らせなんたん」（以下、「お知らせ版」という。）に掲載するイベント、講座、会議及び募集等（以下「イベント等」という。）の記事の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 お知らせ版に掲載することができるイベント等の記事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市又は市教育委員会が主催・共催・後援・委託・補助しているもの
- (2) 市以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (3) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (4) 前各号に該当するもののほか、特に市民の便益に供すると判断できるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 市の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動になるもの
- (4) 意見や個人の宣伝になるもの
- (5) 掲載意図及び内容が明確でないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、お知らせ版に掲載する記事として適当でないと認めるもの

(掲載する記事の優先順位)

第3条 お知らせ版に掲載する記事が通常使用する範囲を超える場合、市又は市教育委員会が主催・共催する記事の次に市以外の官公庁が主催・共催するものを優先する。

2 次に優先するものは、次の各号の項目を多く満たすものから掲載するものとする。ただし、同一主催者のイベント等の記事で、過去2か月以内に掲載したものはこの限りでない。

- (1) 市又は市教育委員会が後援・委託・補助するイベント等に関するもの

- (2) 市以外の官公庁が後援・推薦するイベント等に関するもの
- (3) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦するイベント等に関するもの
- (4) 参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの
- (5) 開催地が市内であるもの
- (6) 市内在住者からの依頼であるもの
- (7) 市民生活に有益な内容であるもの

(掲載の申し込み)

第4条 お知らせ版に掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、お知らせなんたん掲載依頼書兼計画書（様式第1号）に原稿を添えて、秘書広報課が指定する課等を通じて、指定する日までに提出しなければならない。ただし、所定の事項が記載されている書面によるものは、この限りでない。

2 お知らせなんたん掲載依頼書兼計画書（様式第1号）は、年度毎、掲載内容毎に提出するものとし、同一年度内に継続して日程の通知など同様の記事を掲載依頼する場合は、その計画を明記すること。

(了解事項)

第5条 掲載希望者は、次のことを了解するものとする。

- (1) お知らせ版に掲載する記事を南丹市ホームページにも掲載すること
- (2) 会員名簿や活動状況等についての書類の提出を求めた場合、それに応じられること
- (3) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、秘書広報課に一任すること
- (4) 原稿内容は、秘書広報課において編集すること

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

令和 年 月 日

お知らせなんたん掲載依頼書兼計画書

南丹市長 様

住 所 _____
氏 名 _____ ④
団体名 _____
電話番号 () _____

「お知らせなんたん」への掲載について、お知らせなんたん掲載基準に基づき、原稿を添えて下記のとおり依頼します。

記

件 名	
掲載希望号	令和 年 月 日発行 (第 号)
継続して掲載依頼する場合の計画 (掲載希望号)	※実施日が同じ催しは、複数回、掲載できません。
後援依頼等	<input type="checkbox"/> 承認決定 <input type="checkbox"/> 承認申請中 (年 月) <input type="checkbox"/> なし
後援依頼先	<input type="checkbox"/> 南丹市 <input type="checkbox"/> 南丹市教育委員会 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の広報誌等への掲載依頼状況	

行政広報の公共性又は公益性を重んじ、市及び市民に迷惑がかからないようにするとともに、次に該当する行為はいたしません。

- (1) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動になるもの
- (3) 意見、個人の宣伝になるもの